

東京都市計画土地区画整理事業の変更（東京都決定）（案）
世田谷南部土地区画整理事業を次のように変更する。

名 称		世田谷南部土地区画整理事業			
面 積		約 ５３７．４ ｈ a			
公 共 施 設 の 配 置	道 路	種 別	名 称	規 模	備 考
		自動車専用道路	都市高速道路第３号線	別に都市計画において定めるとおり	
		区画街路	都市高速道路第３号線附属街路第１号線		
		区画街路	都市高速道路第３号線附属街路第２号線		
		自動車専用道路	都市高速道路外郭環状線		
		区画街路	都市高速道路外郭環状線附属街路第１号線		
		区画街路	都市高速道路外郭環状線附属街路第２号線		
		区画街路	都市高速鉄道第９号線付属街路第２号線		
		幹線道路	幹線街路環状第８号線		
		幹線街路	幹線街路補助線街路第５１号線		
		幹線街路	幹線街路補助線街路第１２５号線		
		幹線街路	幹線街路補助線街路第２１３号線		
		幹線街路	幹線街路補助線街路第２１４号線		
		幹線街路	幹線街路補助線街路第２１６号線		
		区画街路	世田谷区画街路第１号線		
		区画街路	世田谷区画街路第２号線		

公
共
施
設
の
配
置

道 路	区画街路	世田谷区画街路第 3 号線	別に都市計画において定めるとおり	
	特殊街路	世田谷自転車歩行者道第 1 号線		
公園及び 緑地	種 別	名 称	規 模	備 考
	広域公園	9・6・5 号 砧公園	別に都市計画において定めるとおり	
	地区公園	4・4・7 号 砧西公園		
	街区公園	2・2・5 8 号 堂ヶ谷戸公園		
	街区公園	2・2・5 9 号 前耕地公園		
	街区公園	2・2・6 0 号 谷川公園		
	街区公園	2・2・6 1 号 石井戸公園		
	街区公園	2・2・6 2 号 おっこし記念公園		
	街区公園	2・2・6 6 号 喜多見一丁目東公園		
	街区公園	2・2・6 7 号 宇奈根二丁目公園		
	街区公園	2・2・6 8 号 宮之原公園		
	街区公園	2・2・7 2 号 宇奈根東部記念公園		
	街区公園	2・2・7 3 号 宇奈根一丁目公園		
	街区公園	2・2・7 4 号 宇奈根三角公園		
	特殊公園	8・3・1 9 号 瀬田農業公園		
	特殊公園	8・3・2 6 号 喜多見農業公園		
	緑地	2 号 多摩川緑地		

公 共 施 設 の 配 置	公園及び 緑地	緑地	1 8 号 次大夫堀緑地	別に都市計画において定めるとおり	
		緑地	3 1 号 丸子川・岡本静嘉堂緑地		
		緑地	6 0 号 稲荷塚古墳緑地		
		緑地	6 4 号 成城みつ池緑地		
		緑地	7 0 号 成城四丁目緑地		
		緑地	7 3 号 大蔵緑地		
		緑地	9 1 号 岡本二丁目緑地		
		緑地	9 5 号 岡本わきみず緑地		
		緑地	9 6 号 岡本いこいのもり緑地		
	その他の 公共施設	種 別	名 称	規 模	備 考
		都市高速鉄道	都市高速鉄道第 9 号線（小田急電鉄小田原線）	別に都市計画において定めるとおり	

宅地の整備の方針	土地利用計画、街区の規模等については、住宅地としての土地利用を考慮する。
----------	--------------------------------------

「施行区域は、計画図表示のとおり」

理由：道路などの都市基盤が一定の水準に達しており、地区計画により整備手法を変更する区域を施行区域から削除する。

変 更 概 要

世田谷南部土地区画整理事業				
施 行 区 域	削除する区域			
	世田谷区 喜多見三丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、宇奈根三丁目、大蔵五丁目及び大蔵六丁目各地内			
施 行 区 域	変更後の区域			
	世田谷区 上用賀五丁目、玉川三丁目、瀬田四丁目、瀬田五丁目、玉川台二丁目、成城一丁目、成城三丁目、成城四丁目、喜多見一丁目、喜多見二丁目、喜多見三丁目、喜多見四丁目、喜多見五丁目、喜多見六丁目、喜多見七丁目、喜多見八丁目、喜多見九丁目、宇奈根一丁目、宇奈根二丁目、宇奈根三丁目、鎌田一丁目、鎌田二丁目、鎌田三丁目、鎌田四丁目、岡本一丁目、岡本二丁目、岡本三丁目、大蔵一丁目、大蔵二丁目、大蔵四丁目、大蔵五丁目、大蔵六丁目及び砧公園各地内			
事 項	旧	新	比較増△減	摘 要
施行区域面積	約 ５９０．０ ｈ ａ	約 ５３７．４ ｈ ａ	△ 約 ５２．６ ｈ ａ	